

地収用法 20 条の規定による事業の認定は行わず、都市計画法 59 条の規定による認可又は承認をもってこれに代えるものとする旨を定めるところ、この趣旨は以下のとおりであると解される。

すなわち、土地収用法 16 条は、起業者は、その行う事業のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、事業の認定を受けなければならぬ旨を定め、同法 20 条は、国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が同条各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる旨を定め、同条各号は、事業が同法 3 条各号の一に掲げるもの（土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業）に関するものであること（1 号）、起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること（2 号）、事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること（3 号）、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること（4 号）を定める。

ところで、都市計画事業は、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業であるところ（同法 4 条 15 項）、これらの事業は、土地収用法 3 条各号に掲げる事業と同様の公共の利益となる事業である。

また、都市計画事業の施行者は、市町村（都市計画法 59 条 1 項）、都道府県（同条 2 項）、国の機関（同条 3 項）又は一定の要件を満たす場合に都道府県知事の認可を受けたそれ以外の者（同条 4 項）であって、これらの者は、類型的に都市計画事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると評価できる。

さらに、都市計画が満たすべきものとされている都市計画基準（都市計画法 13 条 1 項）の内容に照らせば、都市計画が都市計画基準を満たし、かつ、都市計画事業の内容が都市計画に適合する場合、当該都市計画事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、かつ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと評価できるもの

と解されるところ、都市計画事業の内容が都市計画に適合することについては、都市計画事業の認可又は承認の際の審査事項とされている（同法61条1号）。

以上のとおり、都市計画基準を満たす都市計画を前提とし、事業の内容が当該都市計画に適合するものとして都市計画法59条の規定による認可又は承認を受けた都市計画事業は、実質的に土地収用法20条各号の要件を満たすものと評価できることから、都市計画法は、都市計画事業への土地収用法の適用について、上記のとおり定めているものと解されるのである。

このような都市計画法の趣旨に鑑みれば、都市計画事業の認可が適法であるためには、その前提となる都市計画が都市計画基準を満たし、かつ、その事業の内容が当該都市計画に適合していることが必要であるとはいえるものの、これらとは別に、当該都市計画事業が、土地収用法20条3号及び4号の要件を満たしていることが認められる必要はないというべきである。

そして、本件都市計画のうち少なくとも本件事業地に係る部分が都市計画基準を満たすものであり、かつ、本件事業の内容が本件都市計画に適合するものであることは、これまでに述べたとおりである。

(イ) これに対し、原告は、都市計画決定後、長期間にわたって事業化されなかった都市計画については、都市計画決定後の事情の変更により、事業の認可の申請がなされた時点において実質的に土地収用法20条3号及び4号の要件を満たしているとの担保・保障は存在しないから、事業の認可に当たっては、都市計画決定の基礎とされた事実及び公益上の必要性が維持されているか否かを審査すべきであり、これらが維持されていない場合には、上記の各要件を満たしているか否かを実質的に審査する必要があると主張する。

しかしながら、都市計画決定後、長期間にわたって事業化されなかつた都市計画であっても、都市計画事業の認可の申請がされた時点において都市計画基準を満たすものであれば、これに適合する都市計画事業は実質的に土地収用法20条3号及び4号の要件を満たすものと評価できるのであるから、そのような場合に、改めてこれらの要件を満たしているか否かを審査する必要はないというべきである。

(ウ) よって、この点に関する原告の主張は採用できない。

オ 以上の検討のとおり、本件事業の内容が本件都市計画に適合していないから本件処分は違法である旨をいう原告の主張はいずれも採用できず、本件事業の内容は本件都市計画に適合していると認められる。

(6) 事業の内容と都市計画との整合性につき実質的な審査をすることなくされた本件処分の違法をいう原告の主張について

原告は、都市計画法61条に基づく都市計画事業の認可に当たっては、事業の内容が都市計画に適合しているか否か（同条1号）を実質的に審査する必要があるところ、そのためには、①都市計画が適法であるか、②当該事業が都市計画と同一性を有するものといえるか、③当該事業の内容が他の都市計画（本件においては外環本線都市計画）にも適合しているか、④当該事業が土地収用法20条3号及び4号の要件を満たすものであるかといった点について実質的な審査を行う必要があるとした上で、関東地方整備局長は、このような実質的な審査をすることなく本件処分をしたものであるから、本件処分は違法である旨主張する。

しかしながら、仮に、関東地方整備局長が、上記の各点についての審査をしておらず、又はその審査が十分なものではなかったとしても、前記(5)アないしウで述べたとおり、①本件都市計画のうち少なくとも本件事業地に係る部分が違法であるとは認められず、②本件事業と本件都市計画が原告のいう同一性を有しないものということもできず、③本件事業が外環本線都市計画

に適合しないとも認められないから、これらの各点が十分に審査されていれば本件処分と異なる結論が導き出されていたものとは認め難い。よって、これらの審査の不備が、本件処分の取消事由となるべき手続的瑕疵に当たるとはいえない。

また、前記(5)エで述べたとおり、④都市計画事業の認可が適法であるためには、都市計画法の定める要件とは別に、当該都市計画事業が土地収用法20条3号及び4号の要件を満たしていることが認められる必要はないから、都市計画事業の認可に当たって、これらの点を審査する必要はないというべきである。

以上のとおりであるから、この点に関する原告の主張は採用できない。

(7) 住民の意見の反映の機会が確保されずにされた本件処分の違法をいう原告の主張について

原告は、平成19年外環本線変更決定により、外環本線の構造形式が嵩上式から地下式に変更されたところ、本件都市計画につきこのように重要な基礎事実に変更があったから、従前の計画に基づく都市計画事業の認可の申請をするに当たっては、住民の意見の反映の機会が確保される必要があったとして、本件事業については、住民に適切な情報提供すら行われず、住民の意見の反映の機会が与えられなかつたから、このような状況でなされた本件処分は違法であると主張する。

しかし、都市計画事業の認可の申請をするに当たって、住民の意見を反映する機会を確保することを義務付ける法令上の規定は存在しないから、原告の主張する点をもって本件処分が違法になるということはできない。このことは、原告の上記主張を、都市計画決定前に行うものとされている法定手続を行うことなく本件都市計画を流用することは許されない旨の主張と同旨の主張と解しても、同様である（前記(2)ウ(イ)a参照）。（なお、参加人は、平成20年3月、「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」と題するパ

ンフレット（丙14）を公表し、平成19年外環本線変更決定により外環本線の構造形式が嵩上式から地下式に変更されたことを踏まえ、外環の2の必要性や在り方などについて広く意見を聴きながら検討を進め、本件都市計画に関する参加の方針をとりまとめていく旨を明らかにしている上（前記（1）認定事実のイ）、本件事業については、平成24年3月25日及び同月26日の2日間にわたって付近住民を対象とする事業概要説明会が実施されている（丙15）。）

（8）結論

以上のとおり、本件処分が違法である旨をいう原告の主張はいずれも採用できず、本件処分は適法であると認められる。

第4 結論

よって、原告 [] を除くその余の原告らの訴えはいずれも不適法であるからこれらを却下し、原告 [] の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 古 田 孝 夫

裁判官 大 嶋 崇 史

裁判官 南 宏 幸

(別紙 1)

都市計画事業目録

関東地方整備局長が平成 24 年 9 月 7 日付けで認可(国関整計管認東第 10-2 号)し、同月 27 日に告示(関東地方整備局告示第 335 号)した下記の都市計画事業
記

1 施行者の名称

東京都

2 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の 2

3 事業計画

(1) 事業地

ア 収容の部分

東京都練馬区東大泉 2 丁目、石神井町 8 丁目及び三原台 3 丁目地内

イ 使用の部分

東京都練馬区東大泉 2 丁目、大泉町 6 丁目、石神井町 8 丁目及び三原台 3 丁目地内

(2) 設計の概要

起点 練馬区石神井町 8 丁目 42 番

終点 練馬区東大泉 2 丁目 28 番

延長 1000 m

幅員 40ないし 78 m

(3) 事業施行期間

自平成 24 年 9 月 27 日至平成 33 年 3 月 31 日

以上

(別紙2)

都市計画目録

1 以下の(1)の告示に係る都市計画決定により決定され、(2)及び(3)の各告示に係る各都市計画変更決定により変更された都市計画

(1) 昭和41年7月30日建設省告示第2428号

街路種別	幹線街路環状街路
番号	外かく環状線の2
起 点	世田谷区烏山町2340番地
終 点	練馬区北大泉町847番地
主な経由地	武蔵野市吉祥寺南町4丁目
幅員	40m（ただし、練馬区上石神井2丁目1643番地から練馬区北大泉町845番地までの延長1860mの区間の幅員は40ないし78m。その他にも、幅員40ないし76m、40ないし58mの区間あり。）
延長	約9650m

(2) 昭和61年1月21日東京都告示第56号

種別	幹線街路
名称	
路線名	外郭環状線の2
位置	
起点	世田谷区烏山町
終点	練馬区東大泉2丁目
主な経過地	杉並区善福寺2丁目
区域	
延長	約8970m
構造	

構造形式	地表式
幅員	40m
(3) 平成26年11月28日東京都告示第1573号	
種別	幹線街路
名称	
路線名	外郭環状線の2
位置	
起点	世田谷区北烏山5丁目
終点	練馬区東大泉2丁目
主な経過地	杉並区善福寺2丁目
区域	
延長	約8970m
構造	
構造形式	地表式
幅員	40m
車線の数の内訳	
放射6号線から放射7号線までの延長約4370mの区域 2車線	
変更概要	
一部車線の数の決定	2車線（幹線街路放射6号線から幹線街路放射7号線まで 延長約4370m）
一部幅員の変更	40mから22mに変更（練馬区上石神井1丁目から練馬区石神井町8丁目まで 延長約2840m）
交通広場の設置	面積約5100m ² （練馬区上石神井1丁目、上石神井2丁目及び上石神井4丁目各地内）

2 以下の(1)の告示に係る都市計画決定により決定され、(2)から(4)までの各告示に係る各都市計画変更決定により変更された都市計画

(1) 昭和41年7月30日建設省告示第2430号

路線番号 外郭環状線
起 点 世田谷区鎌田町
終 点 練馬区大泉町 埼玉県界
主な経由地 世田谷区宇奈根町, 喜多見町, 狛江町, 調布市入間町,
三鷹市北野, 武蔵野市吉祥寺南町, 杉並区善福寺, 練馬
区関町1丁目, 上石神井2丁目, 東大泉町
標準幅員 23m (ただし, 一部30.5mの区間あり)
延 長 約1万8060m

(2) 昭和61年1月21日東京都告示第56号

種 別 自動車専用道路
名 称
路線名 都市高速道路外郭環状線
位 置
起点 世田谷区鎌田町
終点 練馬区大泉町1丁目
主な経過地 世田谷区宇奈根町, 喜多見町, 狛江市, 調布市入間町,
三鷹市北野, 武蔵野市吉祥寺南町, 杉並区善福寺, 練馬
区関町1丁目, 上石神井2丁目, 東大泉2丁目²
区 域
延長 約1万8060m
構 造
構造形式 嵩上式
幅員 23m
内訳
世田谷区鎌田町から練馬区大泉町4丁目までの延長約1万6900mの

区域 嵩上式，幅員 23ないし 30.5 m

練馬区大泉町4丁目から練馬区大泉町1丁目までの延長約 1160m の

区域 堀割式，幅員 64 m

(3) 平成4年6月1日東京都告示第667号

追加する部分 練馬区大泉町4丁目，大泉町5丁目，大泉学園町4丁目¹
及び大泉学園町1丁目各地内²

(4) 平成19年4月6日東京都告示第588号

種 別 自動車専用道路

名 称

路線名 都市高速道路外郭環状線

位 置

起点 世田谷区鎌田2丁目

終点 練馬区大泉町1丁目

主な経過地 世田谷区宇奈根3丁目，喜多見6丁目，狛江市東野川4
丁目，調布市入間町2丁目，三鷹市北野4丁目，武藏野
市吉祥寺南町3丁目，杉並区善福寺2丁目，練馬区関町
南1丁目，上石神井4丁目，東大泉2丁目

区 域

延長 約 1万8060m

構 造

車線の数 6車線

幅員 40m

構造形式の内訳

世田谷区鎌田2丁目から世田谷区宇奈根3丁目までの延長約 630m の

区域 嵩上式，幅員 30 m

世田谷区宇奈根3丁目から練馬区大泉町4丁目までの延長約 1万627

0 mの区域 地下式，幅員 40ないし 93 m

練馬区大泉町4丁目から練馬区大泉町1丁目までの延長約 1160 m の

区域 堀割式，幅員 64 m

以上